

参考資料

参考資料 1 未統合記録の統合状況の推移

参考資料 2 未解明記録の状況の推定

参考資料 3 紙コン事業の取組状況

参考資料 4 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の状況

参考資料1 未統合記録の統合状況の推移

- 統合件数は、各種便を送付した19年末以降大きく伸びたが、近時は限界的になってきている。
- 資格照会申出件数や第三者委員会申立件数は20年度～22年度は膨大な数になっていたが、近時は落ち着いてきている。一方で、今後とも年金裁定請求時の資格照会はコンスタントに続くものと考えられる。

(単位:万件)

対象年月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
統合記録件数 (年度末時点の累計件数)	417	1,010	1,403	1,563	1,631	1,704	1,721 (25年6月時点)
月平均	27	49	33	13	6	6	6
未解明記録件数 (年度末時点の件数)	2,025	1162	995	976	964	958	935 (25年6月時点)
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん特別便送付開始(19年12月) ・グレー便送付開始(20年5月) ・黄色便送付開始(20年6月) ・ねんきん定期便送付開始(21年4月) ・受給者便送付開始(21年12月) ・紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始(22年10月) ・ねんきんネット開始(23年2月) ・気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(25年2月) 						

(参考)資格照会申出件数、第三者委員会申立件数及び再裁定受付件数

(単位:万件)

対象年月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年4～9月	24年10月～25年3月	25年4～6月
資格照会等申出件数 (月平均)	563.8 (47.0)	239.1 (19.9)	125.5 (10.5)	31.3 (2.6)	11.3 (1.9)	10.1 (1.7)	6.6 (2.2)
定期便・黄色便・受給者便受付件数 (月平均)		109.3 (9.1)	100.0 (8.3)	14.6 (1.2)	3.9 (0.7)	2.1 (0.4)	1.0 (0.3)
第三者委員会申立件数 (月平均)	5.0 (0.4)	6.0 (0.5)	6.0 (0.5)	2.8 (0.2)	1.0 (0.2)	0.8 (0.1)	0.4 (0.1)
再裁定受付件数 (月平均)	137.4 (11.5)	101.6 (8.5)	55.8 (4.7)	44.4 (3.7)	36.2 (6.0)	43.0 (7.2)	20.7 (6.9)

※1 資格照会等申出件数の22年度以降は、裁定時に申出のあったものを含む。

※2 定期便、黄色便、受給者便は21年度から集計を開始。

※3 再裁定件数は各年度における再裁定全体の件数であり、記録問題にかかる再裁定の件数のみではない。

(参考) 未解明記録5,095万件の状況の推移 (各年度末時点(平成25年度のみ平成25年6月時点))

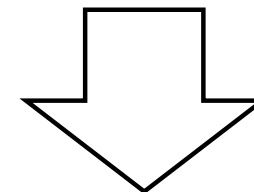
対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 基礎年金番号に統合済みの記録	417	1,010	1,403	1,563	1,631	1,704	1,721
② 死亡者等の記録	989	1,210	1,215	1,209	1,204	1,205	1,241
③ 現在調査中の記録	—	—	—	—	—	4	4
④ 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	1,172	1,307	1,118	1,001	958	899	874
⑤ 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録	2,025	1,162	995	976	964	958	935
⑥ ③～⑤の記録と同一人と思われる記録	492	406	364	347	339	325	321
合計	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

参考資料2 未解明記録5, 095万件の状況(25年6月時点データ)

I <解明された記録> 2, 961万件	1 基礎年金番号に統合済みの記録	1, 721万件(1, 346万人)
	2 死亡者に関する記録及び年金受給に結びつかない記録	1, 240万件(967万人)
	ア. 死亡者に関する記録	684万件
	①死亡の届出がされている記録	195万件
	②死亡一時金を受給している記録	62万件
	③国内最高齢者(男女別)以上の生年月日の記録	114万件
	④住基ネットで死亡と確認された記録	70万件
	⑤上記の記録と氏名・生年月日・性別の3項目が一致する記録	242万件
	イ. 年金受給に結びつかない記録	557万件
	①脱退手当金、脱退一時金及び特別一時金を受給した記録	206万件
②共済組合へ移管済みの記録	25万件	
③名寄せ特別便の期間重複チェックの結果、基礎年金番号に収録されている記録と完全重複している記録	136万件	
④厚生年金又は船員保険の加入月数が0月である記録及び国民年金の保険料納付月数が0月である記録	189万件	
II <解明作業中 又はなお解明 を要する記 2, 134万件	3 現在調査中の記録(ご本人からの回答に基づき記録を調査中)	4万件(3万人)
	4 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	874万件(682万人)
	①ご本人から未回答のもの	324万件
	②「自分のものではない」と回答のあったもの	198万件
	③未着のもの	54万件
	④「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの	25万件
	⑤基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの	124万件
	⑥黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの	65万件
	⑦「ご本人に返戻中のもの」、「黄色便の送付対象となったが記録の一部が不完全であるため送付対象とならなかったもの」、「住基ネット住所が不備であったため送付対象とならなかったもの」	85万件
	5 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録	935万件(729万人)
(~想定される例~ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの)		
6 3~5の記録と同一人と思われる記録	321万件(250万人)	

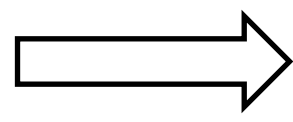
4~6までの
未解明記録
2, 130万件の
状況を委員長
指示に基づき
機械的に推計



未解明記録2, 130万件(1, 661万人)の状況(機械的推計)

1 死亡した者等の記録と考えられるもの 546万件(426万人)

- ・ 死亡した者の記録 534万件(417万人)
- ・ 国外転居者の記録 5万件(4万人)
- ・ 帰国した外国人の記録 7万件(5万人)



死亡者等の記録と考えられ、今後申し出の可能性が低く、年金額に結びつかないと考えられるもの。

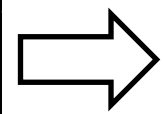
2 上記以外の記録 1, 584万件(1, 236万人)

○ 1, 584万件の記録について、①年齢、②加入期間からみたそれぞれの角度からの推計を行った。

① 現時点の年齢分布推計

(単位: 万件、括弧内は人数(万人))

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
件数 (人数)	75 (59)	204 (159)	287 (224)	469 (366)	395 (308)	134 (105)	20 (16)	0 (0)
割合	4.7%	12.9%	18.1%	29.6%	25.0%	8.4%	1.3%	0.0%

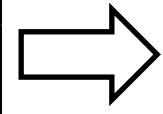


現在年齢は50歳代までが4割弱、60歳代までが7割弱と推定され、今後、年金裁定時の申し出により記録が統合される可能性がある。

② 加入期間の分布推計

(単位: 万件、括弧内は人数(万人))

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
件数 (人数)	849 (662)	558 (435)	116 (90)	48 (37)	3 (2)	11 (9)
割合	53.6%	35.2%	7.3%	3.0%	0.2%	0.7%

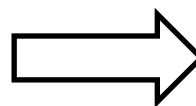


5割以上は、加入期間が1年未満の短い記録と推定され、年金に結びつかないか又は年金額への影響が小さいものと考えられる。なお、受給資格期間短縮で申し出が今後増える可能性がある。
 (例えば、国民年金で加入期間が6か月の場合、増加する年金月額
 は、65,000円×(0.5年÷40年)＝812円)
 (注) 加入期間が長いものは、老齢年金受給の年齢になる以前に死亡しかつ遺族年金を受け取る者がいなかったようなケースや遺族年金を受給し自身の加入期間に基づく老齢年金を請求していないケース等も考えられる。

(参考) 記録の状態 (=未統合の原因) からみた推計

(単位: 万件、括弧内は人数 (万人))

	複数手帳保有	旧姓名	氏名相違	生年月日相違
件数 (人数)	572 (446)	491 (383)	325 (254)	147 (115)
割合	36.1%	31.0%	20.5%	9.3%



複数手帳保有、旧姓名、氏名相違及び生年月日相違が9割以上を占めると推定され、ご本人からの訂正の申し出により記録統合の可能性がある。

※ この推計は、「年金額回復の具体的事例 (1,000事例)」の統合時における記録の状態の分布を、2の1,584万件に乗じて推計したものであって未統合記録のそのものの状態を表しているものではない。

(※1) 死亡者の推計方法

最終記録喪失日までは、生存していることが確実と考え、国勢調査（平成 22 年まで）から 5 年ごとの 5 歳刻みの人口（男女別）及び最終記録喪失日と生年（5 年刻み）（男女別）を用い、国勢調査の 5 年ごとの 5 歳刻みの人口（男女別）と生まれた年（男女別）から現時点での生存率・死亡率を算出し、年代ごとの死亡者数（男女別）に関する件数の推計を行った。

（男女別）死亡者に係る件数=Σ（最終記録喪失年別の生存数）×（最終記録喪失日における年齢での現時点の年齢での死亡率）

また、戦時中、戦後直後の混乱期に最終記録となっている者は、平均すると 100 歳を超えているうえ、全体に占める割合も低く、1950 年以前が最終記録となっている者は全員亡くなっていると仮定した。

なお、全日本人のデータを使用しているが、未解明記録は本人が申し出ていない分、全日本人データよりは死亡者が多いと思われ、その点では過少推計とみれる。

(※2) 国外転居者の推計方法

海外への転居等によって、現在日本国内に住んでいないと考えられるものについてだが、未解明記録のうち、上記推計により生存していると思われると推計されるものに単純に日本の総人口（平成 23 年（2011）人口動態統計（確定数）の概況、平成 23 年 10 月 1 日時点）に対する、海外に居住しており永住権を認められている者（海外在留邦人数調査統計（平成 24 年速報版）、平成 23 年 10 月 1 日時点、なお、海外に居住している者としては、生活の本拠をわが国から海外へ移した人々（永住者）の数）の割合（40 万人／12,618 万人=0.31%）を乗じると（2,130-534）×0.31%=約 5 万件となる。

(※3) 海外へ帰国した外国人の推計方法

日本で働いたことがある外国人が帰国した数については、未解明記録に未解明記録の中の厚生年金記録数（国民年金は、昭和 57 年まで日本国民に加入が限られていたので、厚生年金記録数のみ対象）の割合と外国人労働人口比率（法務省入国管理局データに基づき労働省推計）を乗じて推計を行った。

厚生年金記録数

未解明記録数 × $\frac{\text{未解明記録数}}{\text{厚生年金記録数}}$ × 外国人労働人口比率

未解明記録数

=2,130 万件 × 1,812 / 2,129 × 0.4% = 約 7 万件となる。

なお、未解明記録は、平成 8 年の基礎年金番号導入以前のもので、脱退一時金の導入は平成 6 年度のため全数をベースとした。（本来、脱退一時金の導入前の平成 5 年度以前の資格喪失記録を抽出すべきだが喪失時期のデータ処理はできない。）

また、外国人労働人口比率については、20 歳以上 65 歳未満の日本の人口に占める外国人労働者の割合としたが、当該データは平成 2 年からしかないので、平成 6 年時点での比率（0.8%）の半分と仮定した。

外国人労働人口 1

外国人労働人口比率 = $\frac{\text{外国人労働人口}}{\text{20 歳以上 65 歳未満の日本の人口}} \times \frac{1}{2}$

20 歳以上 65 歳未満の日本の人口 2

=62 万人 / 7,817 万人 × 1 / 2 = 0.4% となる

(※4) 加入期間から見た場合の推計方法

平成 25 年 6 月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の加入期間別件数から、(※1)にて推計した平成 22 年国勢調査時点での死亡者の加入期間別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※5) 現時点での年齢からみた場合の推計方法

平成 25 年 6 月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の年齢階層別件数から、(※1)にて推計した平成 22 年国勢調査時点での死亡者の年齢階層別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※6) 記録の状態＝未統合の原因からみた場合の推計方法

平成 22 年 4 月 2 日から平成 24 年 3 月 23 日までに公表した「年金額回復の具体的事例（1,000 事例）」の統合時における記録の状態の分析結果の比率（平成 25 年 7 月 24 日第 5 回年金記録問題に関する特別委員会公表）を、「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録、「死亡者（推計）」、「国外転居者（推計）」及び「帰国外国人（推計）」の件数を除いた 1,584 万件に乗じて算出した。現時点での年齢からみた場合の推計方法

平成 25 年 6 月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の年齢階層別件数から、(※1)にて推計した平成 22 年国勢調査時点での死亡者の年齢階層別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※7) 人数換算の推計方法

基礎年金番号は一人につき付番されることから、基礎年金番号数を人数にし、平成 25 年 6 月現在の「①基礎年金番号に統合済みの記録（1,721 万件）」の統合先の基礎年金番号から人数を算出（1,346 万人）し、統合済みの記録 1 件当たりの人数を算出した。（1,346 万人 / 1,721 万件 = 0.78 人）

各分類の記録件数に算出した人数（0.78 人）を乗じて、各分類の人数を算出した。（記録件数 × 0.78 = 人数）